

維新百年記念公園陸上競技場の命名権に関する契約書

維新百年記念公園陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の愛称命名権について、山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日付けで甲と乙が締結した維新百年記念公園陸上競技場の命名権に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定により、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、協定を実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約に係る契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の期間の満了の日までにこの契約が解除された場合は、陸上競技場の愛称（以下「愛称」という。）の使用は当該契約の解除の日に終了するものとする。

（施設の愛称）

第3条 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間における陸上競技場の愛称は「〇〇〇〇」とする。

（愛称表示サイン）

第4条 乙は、維新百年記念公園内の甲が同意した場所において、愛称を表示するための標識（以下「愛称表示サイン」という。）を掲示することができる。

2 愛称表示サインのデザインについては、甲乙協議の上、これを決定するものとし、愛称表示サインに係る設計、工事及び維持管理に要する費用は乙の負担とする。

（対価の支払期限等）

第5条 乙は、愛称命名権の対価として、甲に対して金〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額金〇〇〇円）を支払い、支払期限及び支払額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日及び金額とする。

（1）令和〇年度 令和〇年〇月〇日 金〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額金〇〇〇円）

（2）令和〇年度 令和〇年〇月〇日 金〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額金〇〇〇円）

(3) 令和○年度 令和○年○月○日 金○○○○円(うち消費税額及び地方消費税の額金○○○円)

(4) 令和○年度 令和○年○月○日 金○○○○円(うち消費税額及び地方消費税の額金○○○円)

(5) 令和○年度 令和○年○月○日 金○○○○円(うち消費税額及び地方消費税の額金○○○円)

(6) 令和○年度 令和○年○月○日 金○○○○円(うち消費税額及び地方消費税の額金○○○円)

2 令和○年度以降において、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により、前項に規定する支払額を甲に支払わなければならない。

4 乙が第1項に規定する支払期限までに同項に規定する支払額を甲に支払わないときは、乙は、当該支払期限の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(愛称表示デザインに関する権利)

第6条 愛称表示デザインに関する商標権、著作権等の権利を取得したときは、乙に属するものとする。

2 甲、**陸上競技場**の指定管理者(以下「指定管理者」という。)又は甲が指定した団体が愛称表示デザインの使用を希望したときは、乙は、無償でその使用を認めるものとする。

3 甲は、前項の規定により団体を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、この契約の履行に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が別紙ネーミングライツパートナーの資格要件に定める資格を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為をしたときその他の乙に愛称を命名する独占的権利を付与することが適当でないと認められるに至ったときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、甲は、あらかじめ乙の意見を聴取しなければならない。

- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）（以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 前各号に該当する者の依頼を受けて契約を締結しているとき。

- 4 甲が前3項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙は、命名権料のうち当該解除の日の属する年度の支払額（第5条第1項各号に定める支払額をいう。以下同じ。）を既に支払っているときはその返還を甲に請求することができず、支払っていないときは当該年度の初日から当該解除の日までの日数に応じて当該年度の支払額を日割りによって計算した金額を甲に支払うものとする。

- 5 乙は、第1項から第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

- 6 乙は、甲が第1項から第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金)

第10条 乙は、前条第1項から第3項までの規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として、命名権料の総額（第5条第1項に定める対価の額をいい、その一部を既に支払っているときは当該支払い済みの金額を控除した残額とする。）の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(原状回復)

第11条 乙は、第2条第1項に規定する契約期間が満了するときは満了日の1ヶ月前までに、又は第9条第1項から第3項までの規定によりこの契約が解除されたときは甲の指定する日までに、愛称表示サイン掲示前と同様の状態に復旧するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

(契約の更新等)

第12条 令和○年○月○日以後の期間に係る命名権等の付与については、次に掲げるところにより決するものとする。

- (1) 甲は、令和○年○月末日までに、乙が命名権等の付与を受けることを継続するかどうかを確認する書面による通知を乙に送付するものとする。
- (2) 乙は、前号の通知を受け取った日から起算して1ヶ月以内に、甲に対し、当該継続の諾否を書面により回答する。
- (3) 乙が前号の規定により命名権等の付与を受けることを継続する旨の回答をした場合、若しくは甲が本条第1号に規定するところに従って乙に書面を送付しなかった場合において、甲乙いずれからも特段の申し出がないときは、この契約は令和○年○月○日をもって同一の条件で更新するものとする。
- (4) 乙が第2号の規定により命名権等の付与を受けることを継続しない旨の回答をした場合は、この契約は、令和○年○月○日をもって終了するものとし、甲は、乙からの当該回答後、対象施設の命名権等の付与について第三者と自由に交渉することができるものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、法令の規定に基づきこれらの秘密を開示する場合は、この限りでない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する山口地方

裁判所とする。

（重要な事情変更）

第15条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（疑義の決定）

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 山 口 県
山口県知事 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

別紙

ネーミングライツパートナーの資格要件

1 法人とする。

複数の法人で構成されるグループも可。

2 次のいずれにも該当しない者とする。

ア 国税又は地方税を滞納している者

イ 山口県広告掲載基準第3条に規定する規制業種又は事業者

ウ 政治団体・宗教団体、公職にある者が役員を務める法人

エ その他、命名権を取得することが適当でないと県が認める者

(参考) 山口県広告掲載基準 (抜粋)

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載等しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの

(5) たばこに関するもの

(6) とばく（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種

(7) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

(8) 投機的商品に関する業種

(9) 債権取立て、示談引受け等に関する業種

(10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

(11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの

(12) 法的に定めのない医療類似行為に係るもの

(13) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの

(14) 破産者で復権を得ないもの、又は会社更生法もしくは民事再生法に基づく更生若しくは更生の手段中のもの

(15) 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないものの

(16) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの

(17) 「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」、「清掃業務委託

- に係る競争入札等参加停止措置要領」及び「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づき、県から指名停止措置を受けているもの
- (18) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
 - (19) 本県の県税を滞納しているもの
 - (20) 県内に事業所を有しないもの（県政の振興等に寄与するものを除く。）
 - (21) その他適当でないと県が認めるもの